

令和 4 年 1 2 月

第 2 0 回 定 例 会 議 案

西 宮 市

第20回（12月）定例会提案事件表

- 1 議案第521号 西宮市監査委員条例の一部を改正する条例制定の件
- 2 議案第522号 西宮市議会議員及び西宮市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
- 3 議案第523号 西宮市個人番号カードを利用する事務を定める条例を廃止する等の条例制定の件
- 4 議案第524号 西宮市都市公園条例等の一部を改正する条例制定の件

別冊

- 5 議案第525号 令和4年度西宮市一般会計補正予算（第8号）
- 6 議案第526号 令和4年度西宮市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 7 議案第527号 令和4年度西宮市食肉センター特別会計補正予算（第1号）
- 8 議案第528号 令和4年度西宮市中小企業勤労者福祉共済事業特別会計補正予算（第1号）
- 9 議案第529号 令和4年度西宮市公共用地買収事業特別会計補正予算（第1号）
- 10 議案第530号 令和4年度西宮市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 11 議案第531号 令和4年度西宮市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 12 議案第532号 令和4年度西宮市鳴尾外財産区特別会計補正予算（第1号）
- 13 議案第533号 令和4年度西宮市集合支払費特別会計補正予算（第1号）
- 14 議案第534号 令和4年度西宮市水道事業会計補正予算（第1号）
- 15 議案第535号 令和4年度西宮市工業用水道事業会計補正予算（第1号）
- 16 議案第536号 令和4年度西宮市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 17 議案第537号 令和4年度西宮市病院事業会計補正予算（第1号）
- 18 議案第538号 指定管理者指定の件（西宮市フレンテホール）
- 19 議案第539号 指定管理者指定の件（西宮市甲東ホール）
- 20 議案第540号 指定管理者指定の件（西宮市プレラホール）
- 21 議案第541号 指定管理者指定の件（西宮市山口ホール）
- 22 議案第542号 指定管理者指定の件（西宮市立市民ギャラリーほか1施設）
- 23 議案第543号 指定管理者指定の件（西宮市立中央体育館ほか18施設）
- 24 議案第544号 指定管理者指定の件（西宮市立浜甲子園体育館ほか8施設）
- 25 議案第545号 指定管理者指定の件（西宮市満池谷火葬場）
- 26 議案第546号 指定管理者指定の件（西宮市立甲山墓園）
- 27 議案第547号 指定管理者指定の件（西宮市満池谷斎場）
- 28 議案第548号 指定管理者指定の件（西宮市立鳴尾老人福祉センター）
- 29 議案第549号 指定管理者指定の件（西宮市北口保健福祉センター検診施設）
- 30 議案第550号 指定管理者指定の件（西宮市立深津留守家庭児童育成センターほか1施設）
- 31 議案第551号 指定管理者指定の件（西宮市立甲陽園留守家庭児童育成センター）
- 32 議案第552号 指定管理者指定の件（西宮市立夙川留守家庭児童育成センターほか

1 施設)

- 33 議案第 5 5 3 号 指定管理者指定の件 (西宮市立山東自然の家)
- 34 議案第 5 5 4 号 指定管理者指定の件 (青木町住宅ほか 6 5 施設)
- 35 議案第 5 5 5 号 指定管理者指定の件 (西宮市鳴尾浜臨海公園南地区)
- 36 議案第 5 5 6 号 指定管理者指定の件 (西宮市西宮浜総合公園ほか 1 施設)
- 37 議案第 5 5 7 号 丹波少年自然の家事務組合規約の変更に関する協議の件
- 38 議案第 5 5 8 号 損害賠償の額の決定の件 (医療事故の件)
- 39 議案第 5 5 9 号 訴え提起の件 (市営住宅明渡し等請求事件)
- 40 議案第 5 6 0 号 工事請負契約締結の件 (甲陽園小学校長寿命化改修他工事)
- 41 議案第 5 6 1 号 工事請負契約締結の件 (市営住宅西宮浜 4 丁目 1 号棟外壁改修他工事)
- 42 議案第 5 6 2 号 工事請負契約変更の件 (安井小学校改築電気設備工事)
- 43 報告第 1 3 5 号 処分報告の件 (市長の専決処分事項の指定に基づく専決処分)

別冊

- 44 報告監第 4 号 現金出納検査結果報告 (令和 4 年 6 月分～ 8 月分)
- 45 報告監第 5 号 監査結果報告 (令和 4 年度第 2 回)

西宮市監査委員条例の一部を改正する条例制定の件

西宮市監査委員条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市監査委員条例の一部を改正する条例

西宮市監査委員条例（昭和 3 8 年西宮市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（議員のうちから選任される監査委員）

第 2 条 監査委員は、議員のうちから選任しない。

付 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

（特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償条例の一部改正）

第 2 条 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償条例（昭和 3 1 年西宮市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

別表識見を有する者の中から選任された監査委員（代表監査委員を除く。）の項中「中」を「うち」に改め、同表市議会の議員の中から選任された監査委員の項を削る。

(参考1)

○提案理由

監査委員は、議員のうちから選任しないこととするため。

(参考2)

○西宮市監査委員条例（現行抄）

（議員のうちから選任される監査委員の数）

第2条 議員のうちから選任される監査委員の数は、1人とする。

西宮市議会議員及び西宮市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例制定の件

西宮市議会議員及び西宮市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市議会議員及び西宮市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例

(西宮市議会議員及び西宮市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部改正)

第 1 条 西宮市議会議員及び西宮市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例(平成 6 年西宮市条例第 1 1 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号ア中「1 5, 8 0 0 円」を「1 6, 1 0 0 円」に改め、同号イ中「7, 5 6 0 円」を「7, 7 0 0 円」に改める。

(西宮市議会議員及び西宮市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第 2 条 西宮市議会議員及び西宮市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例(平成 6 年西宮市条例第 1 2 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「2 7 円 5 0 銭」を「2 8 円 3 5 銭」に、「5 7 3, 0 3 0 円」を「5 8 6, 9 0 5 円」に改める。

(西宮市議会議員及び西宮市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第3条 西宮市議会議員及び西宮市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例(平成19年西宮市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

(参考1)

○提案理由

公職選挙法施行令の改正に伴い、公費負担の限度額の改定を行うため。

(参考2)

○西宮市議会議員及び西宮市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例(現行抄)

(公費の支払)

第4条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が15,800円を超える場合には、15,800円)の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。以下同じ。）までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り。）

○西宮市議会議員及び西宮市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（現行抄）

（公費の支払）

第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限り。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、27円50銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数から500を控除した数を乗じて得た金額に573,030円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

○西宮市議会議員及び西宮市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（現行抄）

（公費の支払）

第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限り。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に規定する枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

（公費負担の限度額）

第5条 第2条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、7円51銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に規定する枚数を超える場合には、同号に規定する枚数）を乗じて得た金額とする。

西宮市個人番号カードを利用する事務を定める条例を廃止する等の条例制定の
件

西宮市個人番号カードを利用する事務を定める条例を廃止する等の条例を次のように制定する。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市個人番号カードを利用する事務を定める条例を廃止する等の条例

(西宮市個人番号カードを利用する事務を定める条例の廃止)

第 1 条 西宮市個人番号カードを利用する事務を定める条例（平成 2 7 年西宮市条例第 1 1 号）は、廃止する。

(西宮市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正)

第 2 条 西宮市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成 1 8 年西宮市条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号を削る。

付 則

この条例は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

(参考 1)

○提案理由

個人番号カード等を利用した図書等を貸し出す事務の変更に伴い、所要の規定の整備を行うため。

(参考 2)

○西宮市個人番号カードを利用する事務を定める条例
(現行)

(平成 27 年 12 月 22 日)

(西宮市条例第 11 号)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 18 条第 1 号に規定する条例で定める事務は、西宮市立図書館条例(昭和 36 年西宮市条例第 3 号)第 2 条第 1 項に掲げる図書館(同条第 3 項に掲げる分室を含む。)において図書その他の資料を貸し出す事務とする。

付 則

この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

○西宮市住民基本台帳カードの利用に関する条例(現行抄)

(利用目的)

第 2 条 住民基本台帳カードを利用する目的は、次に掲げるサービスを市民に提供することとする。

(3) 西宮市立図書館条例(昭和 36 年西宮市条例第 3 号)第 2 条第 1 項に掲げる図書館(同条第 3 項に掲げる分室を含む。)において図書その他の資料の貸出しを受けること。

西宮市都市公園条例等の一部を改正する条例制定の件

西宮市都市公園条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市都市公園条例等の一部を改正する条例

(西宮市都市公園条例の一部改正)

第 1 条 西宮市都市公園条例(昭和 3 2 年西宮市条例第 1 7 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の 5 及び第 2 条の 6 第 1 号中「西宮中央運動公園」を「西宮市西宮中央運動公園」に改める。

第 2 条の 7 中「1 0 0 分の 5 0」の次に「(西宮市西宮中央運動公園にあつては、1 0 0 分の 6 0)」を加える。

(西宮市都市公園条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 西宮市都市公園条例の一部を改正する条例(令和 3 年西宮市条例第 4 5 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条のうち西宮市都市公園条例第 1 1 条の改正規定中「別表第 6」を「別表第 7」に改める。

第 1 条のうち西宮市都市公園条例別表第 1 の改正規定中

「

西宮市西宮浜総合公園多目的人工芝グラウンド

西宮市西宮浜 3 丁目

を

「

西宮市西宮浜総合公園多目的人工芝グラウンド	西宮市西宮浜3丁目
西宮市西宮浜総合公園人工芝広場	西宮市西宮浜3丁目
西宮市西宮浜総合公園公園センターシャワー室	西宮市西宮浜3丁目

」

に改める。

第1条のうち西宮市都市公園条例別表第5を別表第6とし、別表第4の次に1表を加える改正規定を次のように改める。

別表第5を別表第7とし、別表第4の次に次の2表を加える。

別表第5（第11条関係）

西宮市西宮浜総合公園

施設名	使用料（2時間当たり）	
	平日	休日
多目的人工芝グラウンド	7,700円	9,600円
人工芝広場	3,850円	4,800円

備考

- 1 この表において「休日」とは、土曜日、日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）をいう。
- 2 利用者が本市住民以外の者である場合の使用料は、この表に定める額の2倍に相当する額とする。
- 3 営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に定める額（前項に該当する場合は、同項に規定する額）の3倍に相当する額とする。
- 4 前項に該当する場合を除き、スポーツ又はレクリエーションを行う目的以外の目的で使用する場合は、この表に定める額（第2項に該当する場合は、同項に規定する額）の1.5倍に相当する額とする。
- 5 2分の1以下の面積を区分して使用する場合の使用料は、この表に定める額（前3項に該当する場合は、前3項に規定する額）の2分の1に相当する額と

する。

6 器具使用料及び夜間照明施設使用料は、規則で定める。

7 算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表第6（第11条関係）

西宮市西宮浜総合公園

施設名	使用料（1回当たり）
公園センターシャワー室	100円

第2条を削り、第1条の条名を削る。

付則第1項ただし書中「次の各号に掲げる」を「次項の」に、「それぞれ当該各号に定める日」を「公布の日」に改め、同項各号を削り、付則第2項中「第1条又は第2条の規定による」を削り、「それぞれ第1条又は第2条の規定」を「この条例」に改め、付則第3項中「第1条の規定」及び「同条の規定」を「この条例」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参考 1)

○提案理由

西宮中央運動公園の再整備及び西宮浜総合公園センターのシャワー室開設に伴い、
所要の規定の整備を行うため。

(参考 2)

○西宮市都市公園条例（現行抄）

（公園施設の建築面積の割合）

第 2 条の 5 法第 4 条第 1 項に規定する条例で定める割合は、100 分の 2（西宮中央運動公園
にあつては、100 分の 5）とする。

（公園施設の建築面積の基準の特例の範囲）

第 2 条の 6 法第 4 条第 1 項ただし書に規定する条例で定める範囲は、次の各号に掲げる場合に
応じ、当該各号に定める範囲とする。

- (1) 令第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる場合 同号に規定する建築物に限り、当該建築物を建築す
る都市公園の敷地面積の 100 分の 10（当該建築物を建築する都市公園が西宮中央運動公
園である場合にあつては、100 分の 15）

（運動施設の敷地面積の割合）

第 2 条の 7 令第 8 条第 1 項に規定する条例で定める割合は、100 分の 50 とする。

○西宮市都市公園条例の一部を改正する条例（一部未施行）

第 1 条 西宮市都市公園条例（昭和 32 年西宮市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条中「若しくは第 3 条第 1 項（第 5 号を除く。）若しくは第 3 項の許可（第 1 項第 5
号の許可に係るものを除く。）」を「、第 3 条第 1 項若しくは第 3 項の許可（同条第 1 項第 5
号に掲げる行為に係るものを除く。）」に、「別表第 5」を「別表第 6」に改める。

別表第 1 及び別表第 1 の 2 を次のように改める。

別表第 1（第 7 条関係）

名称	所在地
西宮市西宮浜総合公園多目的人工芝グラウンド	西宮市西宮浜 3 丁目

（該当部分のみ抜粋）

別表第 5 を別表第 6 とし、別表第 4 の次に次の 1 表を加える。

別表第 5（第 11 条関係）

西宮市西宮浜総合公園

施設名	使用料（2 時間当たり）	
	平日	休日
多目的人工芝グラウンド	7,700 円	9,600 円

備考

- この表において「休日」とは、土曜日、日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいう。）をいう。
- 利用者が本市住民以外の者である場合の使用料は、この表に定める額の 2 倍に相当す

る額とする。

- 3 営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に定める額（前項に該当する場合は、同項に規定する額）の3倍に相当する額とする。
- 4 前項に該当する場合を除き、スポーツ又はレクリエーションを行う目的以外の目的で使用する場合は、この表に定める額（第2項に該当する場合は、同項に規定する額）の1.5倍に相当する額とする。
- 5 2分の1以下の面積を区分して使用する場合の使用料は、この表に定める額（前3項に該当する場合は、前3項に規定する額）の2分の1に相当する額とする。
- 6 器具使用料及び夜間照明施設使用料は、規則で定める。
- 7 算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

第2条 西宮市都市公園条例の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

西宮市西宮浜総合公園多目的人工芝グラウンド	西宮市西宮浜3丁目
-----------------------	-----------

」

を

「

西宮市西宮浜総合公園多目的人工芝グラウンド	西宮市西宮浜3丁目
西宮市西宮浜総合公園人工芝広場	西宮市西宮浜3丁目

」

に改める。

別表第5に次のように加える。

人工芝広場	3,850円	4,800円
-------	--------	--------

付 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 次項の規定 公布の日
 - (2) 第2条の規定 公布の日から起算して1年4月を超えない範囲内において規則で定める日
- 2 第1条又は第2条の規定による改正後の西宮市都市公園条例の規定による使用の許可その他これを使用するために必要な準備行為は、それぞれ第1条又は第2条の規定の施行前においても、行うことができる。
- 3 第1条の規定の施行の際、現に西宮市御前浜公園駐車場又は西宮市西宮浜総合公園北多目的広場駐車場を使用している者で、同条の規定の施行の日以後に退場するものに係る同日前の使用に係る使用料の徴収については、なお従前の例による。

指定管理者指定の件

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

位置 西宮市池田町 1 1 番 1 号

名称 西宮市フレンテホール

2 指定管理者となる団体

共同事業体名 日本管財・文化律灘・HA 2 B 共同事業体

構成団体 西宮市六湛寺町 9 番 1 6 号

日本管財株式会社

代表取締役社長 福 田 慎太郎

神戸市灘区高德町 5 丁目 6 番 2 号

文化律灘合同会社

代表社員 竹 上 勲

宝塚市旭町 1 丁目 1 1 番 1 - 1 0 1 0 号

合同会社 HA 2 B

代表社員 衣 川 絵里子

3 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

(参考1)

○提案理由

市民ホールの指定管理者を指定するため。

(参考2)

○地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

指定管理者指定の件

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
位置 西宮市甲東園 3 丁目 2 番 2 9 号
名称 西宮市甲東ホール

- 2 指定管理者となる団体
西宮市産所町 1 4 番 6 号
株式会社双葉化学商会
代表取締役 京 藤 光 江

- 3 指定期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

(参考1)

○提案理由

市民ホールの指定管理者を指定するため。

(参考2)

○地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

指定管理者指定の件

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

位置 西宮市高松町 4 番 8 号

名称 西宮市プレラホール

2 指定管理者となる団体

共同事業体名 西宮地域創生共同体

構成団体 西宮市上大市 2 丁目 5 番 1 0 号

株式会社アトリエミック

代表取締役 松 田 優

神戸市中央区御幸通 8 丁目 1 番 6 号

神戸国際ステージサービス株式会社

代表取締役 遠 藤 卓 男

3 指定期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

(参考1)

○提案理由

市民ホールの指定管理者を指定するため。

(参考2)

○地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

指定管理者指定の件

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
位置 西宮市山口町下山口 4 丁目 1 番 8 号
名称 西宮市山口ホール

- 2 指定管理者となる団体
西宮市六湛寺町 9 番 1 6 号
日本管財株式会社
代表取締役社長 福 田 慎太郎

- 3 指定期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

(参考1)

○提案理由

市民ホールの指定管理者を指定するため。

(参考2)

○地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

指定管理者指定の件

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

位 置	名 称
西宮市川添町 1 5 番 2 6 号	西宮市立市民ギャラリー
西宮市北口町 1 番 2 号	西宮市立北口ギャラリー

2 指定管理者となる団体

西宮市産所町 1 4 番 6 号

株式会社双葉化学商会

代表取締役 京 藤 光 江

3 指定期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

(参考1)

○提案理由

ギャラリーの指定管理者を指定するため。

(参考2)

○地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

指定管理者指定の件

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

位 置	名 称
西宮市河原町 1 番 1 6 号	西宮市立中央体育館
西宮市神祇官町 2 番 6 号	西宮市立中央体育館分館
西宮市山口町阪神流通センター 1 丁目 5 番地 1	西宮市立流通東体育館
西宮市今津真砂町 1 番 4 号	西宮市立今津体育館
西宮市上田西町 4 番 4 3 号	西宮市立鳴尾体育館
西宮市上大市 5 丁目 1 5 番 2 5 号	西宮市立甲武体育館
西宮市樋之池町 1 1 番 3 3 号	西宮市立北夙川体育館
西宮市東山台 5 丁目 1 0 番地 1	西宮市立塩瀬体育館
西宮市河原町 2 番	西宮市立陸上競技場
西宮市河原町 2 番	西宮市立中央多目的グラウンド
西宮市山口町船坂 1 9 5 8 番地 1 1	西宮市立山口町船坂多目的グラウンド
西宮市中屋町 8 番	西宮市立中央テニスコート
西宮市山口町阪神流通センター 3 丁目 1 番地 1	西宮市立流通東テニスコート

西宮市樋之池町 1 1 番	西宮市立樋之池テニスコート
西宮市東山台 5 丁目 1 番地	西宮市立塩瀬テニスコート
西宮市神祇官町 2 番	西宮市立中央体育館分館野球場
西宮市山口町阪神流通センター 1 丁目 8 番地	西宮市立流通東野球場
西宮市塩瀬町名塩高座 4 4 4 1 番地	西宮市立高座山野球場
西宮市樋之池町 1 1 番	西宮市立樋之池プール

2 指定管理者となる団体

西宮市河原町 1 番 2 4 号

公益財団法人 西宮スポーツセンター

理事長 田 中 厚 弘

3 指定期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

(参考 1)

○提案理由

運動施設の指定管理者を指定するため。

(参考 2)

○地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第 2 4 4 条の 2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

指定管理者指定の件

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

位 置	名 称
西宮市枝川町 2 0 番 1 5 号	西宮市立浜甲子園体育館
西宮市枝川町 2 0 番	西宮市立浜甲子園多目的グラウンド
西宮市能登町 1 4 番 2 6 号	西宮市立能登運動場
西宮市枝川町 2 0 番	西宮市立浜甲子園テニスコート
西宮市鳴尾浜 1 丁目 5 番地 2	西宮市立鳴尾浜臨海テニスコート
西宮市枝川町 2 0 番	西宮市立浜甲子園野球場
西宮市鳴尾浜 1 丁目 5 番地 2	西宮市立鳴尾浜臨海野球場
西宮市津門住江町 3 番	西宮市立津門野球場
西宮市甲子園浜 2 丁目 7 番地	西宮市立甲子園浜野球場

2 指定管理者となる団体

大阪府東大阪市長田東 3 丁目 2 番 7 号

奥アンツーカ株式会社

代表取締役社長 奥 洋 彦

3 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

(参考1)

○提案理由

運動施設の指定管理者を指定するため。

(参考2)

○地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

指定管理者指定の件

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和4年11月30日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
位置 西宮市奥畑7番115号
名称 西宮市満池谷火葬場

- 2 指定管理者となる団体
共同事業体名 五輪・日本管財グループ
構成団体 富山市奥田新町12番3号
株式会社 五輪
代表取締役 宮 本 岳司朗
西宮市六湛寺町9番16号
日本管財株式会社
代表取締役社長 福 田 慎太郎

- 3 指定期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

(参考1)

○提案理由

火葬場の指定管理者を指定するため。

(参考2)

○地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

指定管理者指定の件

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和4年11月30日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
位置 西宮市甲山町、甲陽園目神山町、鷲林寺2丁目
名称 西宮市立甲山墓園

- 2 指定管理者となる団体
西宮市青木町3番20号
一般社団法人 西宮高齢者事業団
代表理事 望 月 仁 一

- 3 指定期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

(参考1)

○提案理由

墓地の指定管理者を指定するため。

(参考2)

○地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

指定管理者指定の件

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
位置 西宮市神原 1 3 番 4 1 号
名称 西宮市満池谷斎場

- 2 指定管理者となる団体
西宮市西宮浜 1 丁目 3 1 番地
一般財団法人 西宮市都市整備公社
理事長 田 村 比佐雄

- 3 指定期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

(参考1)

○提案理由

斎場の指定管理者を指定するため。

(参考2)

○地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

指定管理者指定の件

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和4年11月30日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
位置 西宮市上田中町2番7号
名称 西宮市立鳴尾老人福祉センター

- 2 指定管理者となる団体
西宮市東鳴尾町2丁目16番19号グラン・ドモール東鳴尾102号
特定非営利活動法人 なごみ
理事長 坪 倉 勝

- 3 指定期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

(参考1)

○提案理由

老人福祉センターの指定管理者を指定するため。

(参考2)

○地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

指定管理者指定の件

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和4年11月30日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
位置 西宮市北口町1番1号
名称 西宮市北口保健福祉センター検診施設

- 2 指定管理者となる団体
西宮市染殿町8番3号
一般社団法人 西宮市医師会
会長 伊 賀 俊 行

- 3 指定期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

(参考1)

○提案理由

北口保健福祉センター検診施設の指定管理者を指定するため。

(参考2)

○地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

指定管理者指定の件

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

位 置	名 称
西宮市深津町 5 番 2 2 号	西宮市立深津留守家庭児童育成センター
西宮市苦楽園二番町 1 8 番 1 2 号	西宮市立苦楽園留守家庭児童育成センター

2 指定管理者となる団体

東京都調布市調布ヶ丘三丁目 6 番地 3

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

代表取締役 山 田 智 治

3 指定期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

(参考1)

○提案理由

留守家庭児童育成センターの指定管理者を指定するため。

(参考2)

○地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

指定管理者指定の件

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
位置 西宮市甲陽園本庄町 1 番 7 2 号
名称 西宮市立甲陽園留守家庭児童育成センター

- 2 指定管理者となる団体
西宮市染殿町 8 番 1 7 号
社会福祉法人 西宮市社会福祉協議会
理事長 水 田 宗 人

- 3 指定期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

(参考1)

○提案理由

留守家庭児童育成センターの指定管理者を指定するため。

(参考2)

○地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

指定管理者指定の件

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

位 置	名 称
西宮市久出ヶ谷町 8 番 4 号	西宮市立夙川留守家庭児童育成センター
西宮市桜谷町 9 番 7 号	西宮市立大社留守家庭児童育成センター

2 指定管理者となる団体

東京都豊島区東池袋 1 - 4 4 - 3 池袋 I S P タマビル

企業組合 労協センター事業団

代表理事 田 嶋 羊 子

3 指定期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

(参考1)

○提案理由

留守家庭児童育成センターの指定管理者を指定するため。

(参考2)

○地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

指定管理者指定の件

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
位置 朝来市山東町栗鹿 2 1 7 9 番地
名称 西宮市立山東自然の家

- 2 指定管理者となる団体
朝来市山東町栗鹿 2 0 3 8 番地 1
一般社団法人 山東自然の家
代表理事 中 島 正 之

- 3 指定期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

(参考 1)

○提案理由

山東自然の家の指定管理者を指定するため。

(参考 2)

○地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第 2 4 4 条の 2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

指定管理者指定の件

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

位 置	名 称
西宮市青木町 1 1 番 2 3 号外	青木町住宅
西宮市池田町 1 3 番 1 号	池田町住宅
西宮市石在町 1 9 番 1 号	石在町住宅
西宮市泉町 1 番 3 7 号外	泉町住宅
西宮市一ヶ谷町 8 番 1 号外	一ヶ谷町住宅
西宮市今津久寿川町 1 1 番 1 号外	今津久寿川町住宅
西宮市今津巽町 3 番 1 号外	今津巽町住宅
西宮市上田東町 1 番 1 7 号	上田東町住宅
西宮市上ヶ原三番町 6 番 1 1 号	上ヶ原三番町住宅
西宮市上ヶ原四番町 3 番 1 号外	上ヶ原四番町住宅
西宮市上ヶ原七番町 1 番 1 号外	上ヶ原七番町住宅
西宮市上ヶ原八番町 8 番 1 号外	上ヶ原八番町住宅
西宮市上ヶ原九番町 1 番 7 号	上ヶ原九番町住宅
西宮市上ヶ原十番町 4 番 1 号外	上ヶ原十番町住宅
西宮市江上町 3 番 1 号外	江上町住宅

西宮市老松町17番1号外	老松町住宅
西宮市岡田山2番1号	岡田山住宅
西宮市神原5番1号外	神原住宅
西宮市甲子園九番町10番1号外	甲子園九番町住宅
西宮市甲子園口6丁目1番1号外	甲子園口6丁目住宅
西宮市甲子園春風町1番1号外	甲子園春風町住宅
西宮市小松北町1丁目3番10号	小松北町1丁目住宅
西宮市五月ヶ丘1番1号	五月ヶ丘住宅
西宮市獅子ヶ口町14番1号外	獅子ヶ口町住宅
西宮市大社町6番1号外	大社町住宅
西宮市高座町10番5号外	高座町住宅
西宮市高須町1丁目2番21号外	高須町1丁目住宅
西宮市田近野町7番3号	田近野町住宅
西宮市堤町4番8号外	堤町住宅
西宮市津門宝津町11番1号外	津門宝津町住宅
西宮市名次町11番20号	名次町住宅
西宮市名次町9番1号外	名次町住宅
西宮市西宮浜4丁目5番1号外	西宮浜4丁目住宅
西宮市東山台1丁目13番地1外	東山台1丁目住宅
西宮市東町1丁目10番1号外	東町1丁目住宅
西宮市東町2丁目5番1号外	東町2丁目住宅
西宮市東鳴尾町1丁目10番1号外	東鳴尾町1丁目住宅
西宮市樋ノ口町1丁目13番21号外	樋ノ口町1丁目住宅
西宮市樋ノ口町2丁目12番1号外	樋ノ口町2丁目住宅
西宮市広田町11番1号外	広田町住宅
西宮市山口町上山口3丁目21番41号外	山口町住宅
西宮市両度町3番3号	両度町住宅
西宮市六軒町13番1号外	六軒町住宅

西宮市分銅町 2 番 2 0 号外	分銅・末広町住宅
西宮市弓場町 3 番 1 号外	弓場町住宅
西宮市高畑町 2 番 3 5 号	高畑町住宅
西宮市薬師町 1 番 2 8 号	薬師町住宅
西宮市城ヶ堀町 6 番 1 号外	城ヶ堀町住宅
西宮市伏原町 6 番 1 号外	伏原町住宅
西宮市青木町 2 番 2 2 号	青木町住宅
西宮市芦原町 3 番 3 3 号	芦原町 3 3 号棟
西宮市神明町 9 番 3 2 号外	神明町 3 2 号棟外
西宮市津田町 5 番 1 0 号	津田町 1 0 号棟
西宮市津田町 2 番 2 0 号	津田町住宅
西宮市中須佐町 9 番 7 号外	中須佐町 7 号棟外
西宮市中殿町 2 番 1 号外	中殿町 1 号棟外
西宮市中殿町 6 番 3 号	中殿町住宅
西宮市森下町 8 番 2 1 号外	森下町 2 1 号棟外
西宮市青木町 9 番 1 7 号	青木町店舗 (A)
西宮市芦原町 4 番 4 号外	芦原町店舗 (A) 外
西宮市神祇官町 4 番 2 5 号	神祇官町店舗 (A)
西宮市津田町 2 番 2 1 号	津田町店舗 (A)
西宮市津門大塚町 5 番 1 6 号外	津門大塚町店舗 (A) 外
西宮市中須佐町 8 番 1 7 号外	中須佐町店舗 (A) 外
西宮市中須佐町 7 番 5 号	中須佐町店舗 (D)
西宮市中須佐町 6 番 1 1 号	中須佐町店舗 (E)

備考

- 1 共同施設及び物置を含む。
- 2 指定期間中に新たに整備される施設も管理の対象とする。

2 指定管理者となる団体

西宮市六湛寺町9番16号

日本管財株式会社

代表取締役社長 福田 慎太郎

3 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

(参考1)

○提案理由

市営住宅等の指定管理者を指定するため。

(参考2)

○管理業務

指定管理者が行う管理業務は、入居・退去に係る業務、家賃等収納に係る業務、一般管理に係る業務、駐車場管理に係る業務、施設の維持修繕に係る業務、建替・廃止統合による入居者移転に係る業務、その他市が指定する業務とする。

(参考3)

○地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

指定管理者指定の件

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和4年11月30日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

位置 西宮市鳴尾浜3丁目

名称 西宮市鳴尾浜臨海公園（市道鳴第448号線より南側の部分に限る。）

2 指定管理者となる団体

パークマネジメント鳴尾浜

大阪市西区江戸堀1丁目8番14号

株式会社日比谷アメニス 大阪支店

支店長 藤 原 圭 介

3 指定期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

(参考1)

○提案理由

都市公園の指定管理者を指定するため。

(参考2)

○地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

指定管理者指定の件

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

位 置	名 称
西宮市西宮浜 3 丁目	西宮市西宮浜総合公園
西宮市西波止町地先	西宮市御前浜公園

2 指定管理者となる団体

西宮市甲子園浦風町 1 6 番 2 4 号

阪神園芸株式会社

代表取締役 久保田 晃 司

3 指定期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

(参考1)

○提案理由

都市公園の指定管理者を指定するため。

(参考2)

○地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

丹波少年自然の家事務組合理約の変更に関する協議の件

丹波少年自然の家事務組合理約の変更に関して、次のとおり関係地方公共団体と協議するため、議決を求める。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

丹波少年自然の家事務組合理約の一部を変更する規約

丹波少年自然の家事務組合理約（昭和 5 4 年 4 月 1 日規約第 1 号）の一部を次のように変更する。

第 2 条中「尼崎市」を削る。

第 5 条中「1 8 人」を「1 6 人」に改める。

別表中「尼崎市」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(参考1)

○提案理由

一部事務組合の規約の変更を行うことについて、関係地方公共団体と協議するため。

(参考2)

○丹波少年自然の家事務組規約（現行抄）

（組合を組織する地方公共団体）

第2条 組合は、次の市町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 猪名川町 丹波市 丹波篠山市

（組合議会の組織）

第5条 組合議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、18人とする。

別表

項 目	関係市町	負 担 区 分	
		市 町 別	地 域 別
施設用地に係る借地料	丹波市	—	100分の80
	丹波篠山市	—	100分の20
施設の設置のために借入れた起債の元利償還金	尼崎市	均等割100分の10 (ただし、猪名川町を除く。) 人口割100分の90	100分の100
	西宮市		
	芦屋市		
	伊丹市		
	宝塚市		
	川西市		
	三田市		
猪名川町			
	尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市	均等割100分の9	100分の90

施設の管理運営費	宝塚市	人口割100分の81	
	川西市		
	三田市		
	猪名川町		
	丹波市	—	100分の7
	丹波篠山市	—	100分の3

人口は、最近の国勢調査人口によるものとする。

(参考3)

○地方自治法

(組織、事務及び規約の変更)

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第287条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

(議会の議決を要する協議)

第290条 第284条第2項、第286条（第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

損害賠償の額の決定の件

下記のとおり損害賠償の額を決定する。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

1 相手方

(1) * * * * *

* * * *

(2) * * * * *

* * * *

(3) * * * * *

* * * *

2 事件の概要

相手方らの被相続人が、腸閉塞の治療のために市立中央病院に入院し、治療を受けていたところ、平成 2 8 年 7 月 2 5 日、誤嚥性肺炎を発症し死亡したため、相手方らが市に対して損害賠償を求めて訴訟（神戸地方裁判所尼崎支部平成 3 0 年（ワ）第 4 7 3 号 損害賠償請求事件。以下「本件訴訟」という。）を提起したもの。

3 和解内容の要旨

(1) 被告（市をいう。以下同じ。）は、原告ら（上記相手方（1）から（3）までをいう。以下同じ。）に対し、本件解決金として金 1, 5 0 0 万円の支払義務があることを認める。

(2) 被告は、原告らに対し、前号の金員を本件訴訟の和解成立後 1 箇月以内に、原告ら

の指定する銀行口座に振り込む方法によって支払う。ただし、振込手数料は、被告の負担とする。

(3) 原告らは、その余の請求を放棄する。

(4) 原告ら及び被告は、原告らと被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(5) 訴訟費用は、各自の負担とする。

工事請負契約締結の件

下記のとおり契約を締結する。

令和4年11月30日提出

西宮市長 石井 登志郎

記

1 契約の目的	甲陽園小学校長寿命化改修他工事
2 契約金額	金1,540,000,000円
3 契約の相手方	西宮市東町1丁目10番27号 三日月建設・国松工務店 特定建設工事共同企業体

(参考)

- (1) 工期 令和7年1月31日
- (2) 工事場所 西宮市甲陽園本庄町
- (3) 工事概要 北棟長寿命化改修工事（構造：RC造3階建、延床面積：2,628 m²）
中棟長寿命化改修工事（構造：RC造3階建、延床面積：2,203 m²）
南棟長寿命化改修工事（構造：RC造3階建、延床面積：1,387 m²）
体育館棟長寿命化改修工事（構造：RC造一部鉄骨造2階建、延床面積：684 m²）

付属棟・外構改修工事

給水設備改修工事

入札結果表

令和4年7月25日 開札、同日 施工計画評価型総合評価落札方式により決定				
名 称 甲陽園小学校長寿命化改修他工事				
予 定 価 格 金1,546,600千円 (入札書比較価格 金1,406,000千円)				
調査基準価格 金1,420,222千円 (調査基準比較価格 金1,291,111千円)				
失格基準価格 金1,327,221千円 (失格基準比較価格 金1,206,565千円)				
入 札 者	技術評価点 (A)	入札価格 (単位：億円) (B)	評価値 (A) / (B)	備 考
三日月建設・国松工務店 特定建設工事共同企業体	104.125	14.000	7.438	落札
新井組・安武建設 特定建設工事共同企業体	104.750	14.300	7.325	

評価値は小数第4位を四捨五入

契約業者経歴表

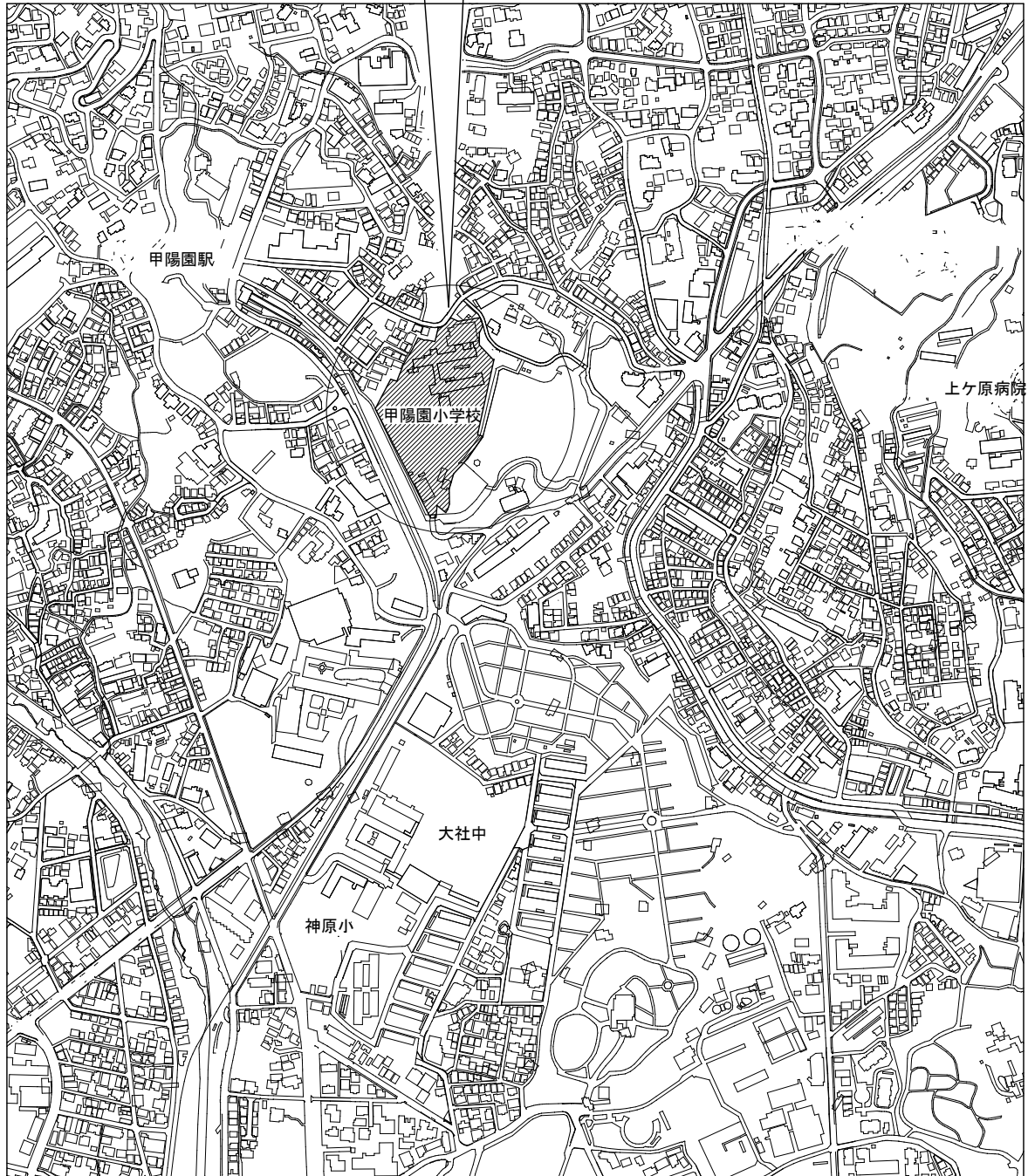
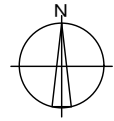
(単位：千円)

1 業 者 名	三日月建設 株式会社	
2 資 本 金	50,000	
3 最近1年間の 完成工事高	建築一式工事	1,966,710
	その他工事	34,480
	計	2,001,190
4 本市以外の 主要工事	阪神競馬場田近野舎宅新築工事	398,000
	瓦林クリニックビル新築工事	138,400
	ドリームセブン障害福祉施設新築工事	114,000
	甲子園大学8号館解体工事	108,000
5 本市に対する 主要工事	深津第1～5留守家庭児童育成センター新築工事	206,778
	高木小学校南棟・体育館棟長寿命化改修工事（JV工事費率70%）	643,566
	甲東小学校北東棟大規模改修工事	260,678
	浜甲子園保育所新築工事	314,600
	学文中学校北棟・南棟他外壁改修他工事	114,154
6 現在施 工中の 工事	本市に対 する分	市営住宅樋ノ口町2丁目5号棟外壁改修他工事 107,396
	本市以外 に対する 分	M様邸新築工事 100,000 小森特殊（株）新工場建設工事 60,000 園田競馬場騎手調整ルーム耐震他改修工事 264,500 宝塚大学サテライトキャンパス改修工事 69,100

(単位：千円)

1	業 者 名	株式会社 国松工務店	
2	資 本 金	21,600	
3	最近1年間の 完成工事高	建築一式工事	257,109
		計	257,109
4	本市以外の 主要工事	(株)今村製作所事務所付工場新築工事	51,000
		K様邸新築工事	26,970
		大阪府寝屋川市田井町16号地	13,944
		大阪府寝屋川市田井町21号地	12,145
5	最近3年間の 本市に対する 主要工事	大阪府守口市淀江町2号地	12,490
		高木小学校南棟・体育館棟長寿命化改修工事（JV工事費率 30%）	643,566
6	現在施 工中の 工事	該当なし	
	本市以外 に対する 分	大阪府門真市大橋町16号地	13,807
		大阪府門真市大橋町3号地	12,944
		大阪府門真市大橋町1号地	12,049
		大阪府門真市大橋町17号地	11,679
		U様邸新築工事	8,800
		I様邸新築工事	7,386

工事場所：西宮市立甲陽園小学校
兵庫県西宮市甲陽園本庄町1-72



甲陽園小学校長寿命化改修他工事 付近見取図(1/8000)

工事請負契約締結の件

下記のとおり契約を締結する。

令和4年11月30日提出

西宮市長 石井 登志郎

記

1 契約の目的	市営住宅西宮浜4丁目1号棟外壁改修他工事
2 契約金額	金149,600,000円
3 契約の相手方	西宮市生瀬町1丁目22番12号 株式会社 巨勢工務店

(参考)

- (1) 工期 令和5年12月28日
- (2) 工事場所 西宮市西宮浜4丁目
- (3) 工事概要 RC造 10階建 延べ面積5,047.91㎡
自転車置場等附属棟共

入札結果表

令和4年8月25日 開札、入札参加資格の審査後に令和4年8月30日 一般競争入札により決定		
名 称 市営住宅西宮浜4丁目1号棟外壁改修他工事		
予 定 価 格 金158,840千円 (入札書比較価格 金144,400千円)		
最低制限価格 金142,495千円 (最低制限比較価格 金129,541千円)		
入 札 者	入札価格 (単位:千円)	備 考
株式会社 巨勢工務店	136,000	落 札
三日月建設 株式会社	137,976	
株式会社 土佐工務店		辞 退
和合建設 株式会社		辞 退
株式会社 松田組		辞 退

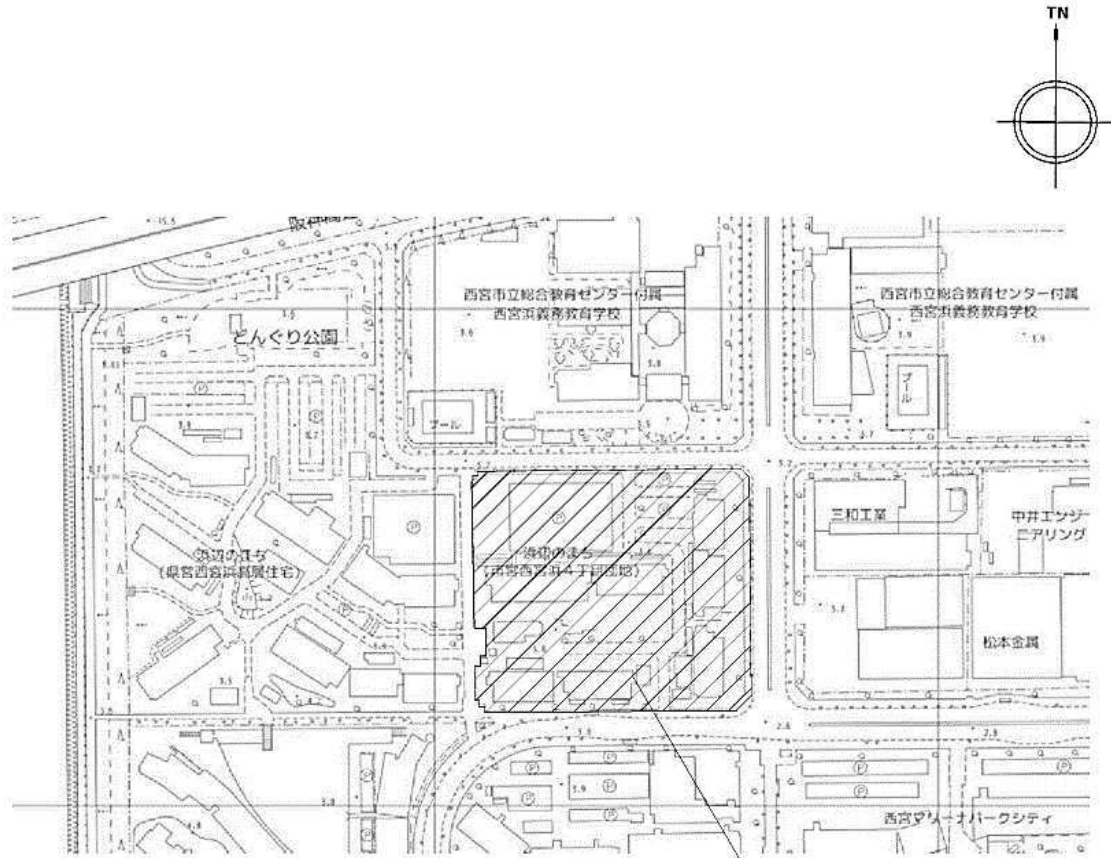
契約業者経歴表

(単位：千円)

1 業 者 名	株式会社 巨勢工務店	
2 資 本 金	80,000	
3 最近1年間の 完成工事高	建築一式工事	905,776
	土木一式工事	44,808
	計	950,584
4 本市以外の 主要工事	すずかけ台小学校トイレ等改修工事（I期）	108,790
	（仮称）ケアハイツいたみ1号館新築工事	70,224
	市立川西南中学校屋外教育施設整備工事	108,768
5 本市に対する 主要工事	本庁舎間仕切等改修工事	89,067
	山口中学校北棟・中棟・南棟外壁改修他建築工事	91,960
	市営住宅東鳴尾町1丁目3号棟エレベーター増築他工事	90,750
	南館他3施設間仕切等改修工事	59,290
	小松小学校北棟・教室棟・中棟・南棟・機械室外壁改修他工事	132,550
	樋ノ口小学校北棟便所改修及び体育館棟他外壁・屋上防水・外部建具改修工事	92,290
6 現在施 工中の 工事	本市に対 する分	該当なし
	本市以外 に対する 分	（仮称）ワコーレ芦屋呉川町計画新築工事 838,200 （仮称）ハレリアセグンダ新築工事 108,790

工事名：市営住宅西宮浜4丁目1号棟外壁改修他工事

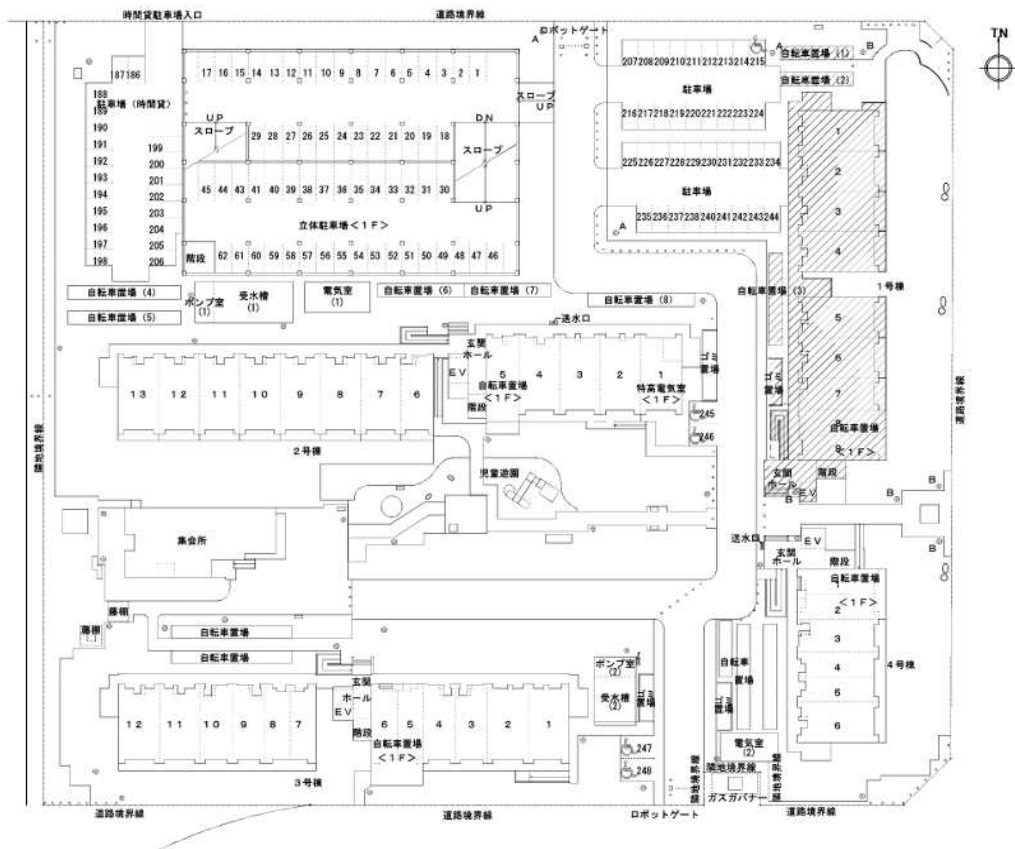
図面：附近見取図



工事場所：西宮市西宮浜4丁目5

工事名：市営住宅西宮浜4丁目1号棟外壁改修他工事

図面：配置図



工事請負契約変更の件

令和3年3月23日議決を得た工事請負契約締結の件中、契約金額を下記のとおり変更する。

令和4年11月30日提出

西宮市長 石井 登志郎

記

議決番号	変更事項
議決第360号	報告第125号（令和4年9月9日終了）で変更した契約金額「金297,221,799円」を「金304,975,121円」に変更する。

(参考)

- 1 変更理由 工事請負業者より西宮市工事請負契約書第26条第6項（インフレスライド条項）に基づく請求があり、工事費を増額する必要が生じたため。
- 2 原契約の目的 安井小学校改築電気設備工事
- 3 契約の相手方 西宮市甲子園網引町8番19号
本多電気 株式会社
- 4 工期 令和3年3月24日から令和5年3月10日まで

処 分 報 告 の 件

下記の事件について専決処分したので報告する。

令和4年11月30日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項の指定に基づき、次の事件を専決処分する。

専決第22号	令和4年9月13日
専決第23号	令和4年9月16日
専決第24号	令和4年9月22日
専決第25号	令和4年9月27日
専決第26号	令和4年10月6日
専決第28号	令和4年10月14日
専決第29号	令和4年10月19日
専決第30号	令和4年10月20日
専決第31号	令和4年10月21日
専決第32号	令和4年10月25日

和解に係る専決処分（指定事項第1号該当）

専決年月日	令和4年9月27日
専決番号	第25号
相手方	***** ****
事件の概要	令和4年7月18日午後7時30分頃、西宮市市庭町8-15先市道西第188号線において、相手方車両（貨物車）が走行していたところ、道路上に張り出していた樹木の枝に接触し、これを破損したものの。
和解の要旨	相手方の車両修理費（330,000円）の50パーセントを市が、50パーセントを相手方が負担する。

専決年月日	令和4年10月14日
専決番号	第28号
相手方	***** ****
事件の概要	令和3年2月6日午後3時25分頃、*****において、消防局総務課の車両（乗用車）が前進しようとしたところ、後進してきた相手方車両（軽貨物車）と接触し、市車両が破損したものの。
和解の要旨	市の車両修理費（439,000円）の10パーセントを市が、90パーセントを相手方が負担する。

専決年月日	令和4年10月20日
専決番号	第30号
相手方(1) (原告)	***** *****
相手方(2) (被告訴訟引受人)	***** *****
事件の概要	旧西宮市地方卸売市場内において、市が市場施設として使用していた建物の一部について、相手方(1)がその所有権を有することの確認及び賃料相当損害金等の支払を求めて、訴えを提起したもの。また、市街地再開発事業に伴う当該建物の権利変換処分により当該建物の所有権が相手方(2)に移転したことを受けて、相手方(2)は、上記請求の一部について、裁判所から訴訟引受を命じられた。なお、相手方(2)は、当該権利変換処分に係る補償金を、相手方(1)又は市を被供託者として供託している。
和解の要旨	相手方(1)は、市が供託金(970,050円)の還付請求をすることについて承諾する。 市は、相手方(1)に対し、和解金として485,025円を支払う。

損害賠償の額の決定に係る専決処分（指定事項第2号該当）

専決年月日	令和4年9月13日
専決番号	第22号
相手方	***** * * * *****
事件の概要	令和4年3月19日午後7時47分頃、西宮市大畑町11-6先において、瓦木消防署の車両（救急車）が、緊急走行を開始した直後に転回のため右方向に発進しようとしたところ、追越車線を走行していた相手方車両（乗用車）に接触し、相手方が負傷したものの。
損害賠償の額	治療費等 18,860円

専決年月日	令和4年9月16日
専決番号	第23号
相手方	***** * * * *
事件の概要	令和4年4月28日午前9時20分頃、西宮市西宮浜3-8環境事業部棟敷地において、美化第1課の車両（塵芥車）が車庫から出庫するため後進したところ、駐車していた相手方車両（自動二輪車）に接触し、これを破損したものの。
損害賠償の額	車両修理費等 157,775円

専決年月日	令和4年9月22日
専決番号	第24号
相手方	***** *** * *****
事件の概要	令和4年8月2日午後6時9分頃、西宮市六湛寺町4六湛寺公園において、根元が腐食していた照明灯の支柱を相手方が触っていたところ、当該支柱が倒れ、相手方が負傷したもの。
損害賠償の額	治療費等 10,630円

専決年月日	令和4年10月6日
専決番号	第26号
相手方	***** * * * *
事件の概要	令和4年8月19日午前9時5分頃、西宮市二見町7先において、美化第3課の職員が草刈りをしていたところ、石が跳ねて走行中の相手方車両（乗用車）に当たり、これを破損したもの。
損害賠償の額	車両修理費 948,728円

専決年月日	令和4年10月19日
専決番号	第29号
相手方	***** * * * *****
事件の概要	令和4年3月9日午後4時30分頃、西宮市名塩茶園町15-5先市道塩第33号線において、歩行中の相手方が、内部が腐食していた車止めに手をついたところ、当該車止めが倒壊したため相手方が転倒し、負傷したもの。
損害賠償の額	治療費等 920,000円

工事変更契約に係る専決処分（指定事項第3号該当）

専決年月日	令和4年10月21日
専決番号	第31号
議決番号	第359号（令和3年3月23日議決）
工事名称	安井小学校改築工事
工事場所	西宮市安井町
変更内容	議決第605号（令和4年9月16日議決）で変更した契約金額 「2,863,414,732円」を 「2,865,590,819円」とする。
契約の相手方	西宮市池田町12番20号 新井組・安武建設 特定建設工事共同企業体

（参考）

○契約変更理由

階段手摺への目隠し設置、家具等の仕様変更、使用材料の変更等により増額となるため。

専決年月日	令和4年10月25日
専決番号	第32号
議決番号	第210号（令和2年3月23日議決）
工事名称	西宮消防署新築工事
工事場所	西宮市津門大塚町
変更内容	議決第593号（令和4年7月7日議決）で変更した契約金額 「3,049,612,542円」を 「3,051,393,246円」とする。
契約の相手方	神戸市中央区八幡通3丁目1番14号 浅沼・八紘 特定建設工事共同企業体

(参考)

○契約変更理由

旧消防署地中部分解体における撤去項目の変更等により増額となるため。